抱っこひものＳＧ基準改正に伴う、事務受付け開始について

2015 年 5 月 14 日

一般財団法人　製品安全協会

抱っこひものＳＧ基準（CPSA 0027）を改正しました。近年、海外製品で新生児から縦抱き使用ができるものが多くなり、適用対象月齢の見直しの要望がありました。

また、東京都の調査で抱っこひもによる転落事故が増えていることから、東京都商品等安全対策協議会で抱っこひもが取り上げられ、当協会にＳＧ基準改正の要望書が提出されました。

これにより、ＳＧ基準の改正を行いました。

なお、改正基準は５月１８日から適用開始いたします。

ＳＧ基準の主な改正内容は、次のとおりです。

イ．基準の名称

名称については、これまでの子守帯という名称が分かりにくく、一般的に抱っこひもと呼ばれていることから、ＳＧ基準の名称を「抱っこひも」に変えました。

ロ．形式分類

縦抱っこ式について、これまで適用対象年齢は 4 か月からでしたが、縦対面抱っこで頭当てがあるものにあっては、生後 1 か月からとしました。

ハ．外観及び構造

乳幼児の身体が容易に落下しない構造を有していることを基準に追加しました。また、落下しにくい構造を確認するため、抱っこひもを緩く装着した状態で、前屈みなどの動作をしても落下しないかを確認することとしました。

ニ．強度については、腰ベルト付きのものが多くなったことから、実験によりこの製品の力のかかり方を測定し、腰ベルト付のものについて、引っ張り力の見直しをしました。

また、全体の強度を確認するため、繰り返し衝撃試験を、横抱っこ式を除く全形式のものについて行うこととしました。

ホ．表示及び取扱説明書

表示及び取扱説明書項目として、落下の危険性及び窒息の危険性等についての注意事項を追加しました。

（担当）　業務グループ　黒川、大野
〒110-0012　東京都台東区竜泉 2-20-2
TEL：03-5808-3302 / FAX：03-5808-3305
E-Mail h-kurokawa@sg-mark.org